

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：大成産業株式会社

業者の住所：青森県青森市大字浜田字玉川262-9

2 指名停止措置期間：令和7年7月15日から令和7年10月14日まで（3か月）

3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県

4 事実概要

同社の代表取締役及び同社社員は、秋田県発注の工事及び業務において、同県職員に対し、自社が下請けとして受注できるように便宜を図ってもらう見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕されたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の2のア

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1 略	
(贈賄)	
2 次のア、イ又はウに掲げる者が部局の所在する都道府県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴提起を知った日から
ア 代表役員等	全ブロックを対象として3か月以上9か月以内
イ、ウ 略	
3～14 略	